

公表制度とは

建物を利用する方が、安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を大府市のホームページにより公表する制度です。

対象となる建物は



対象となる消防設備は



公表内容は

- 建物の名称
- 建物の所在地
- 違反の内容等

スタート日

2020年4月1日～

大府市消防本部予防課

お問い合わせ先：0562-47-2208
(平日9時～17時)

ファイアーXより

消防法違反を
なくそう！



公表制度が
はじまります。